

彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務仕様書

1 目的

本仕様書は、彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務の内容及び履行に必要なことについて定めることを目的とする。

2 業務の内容

ご結婚される方を祝福するとともに、彦根市に愛着と親しみを深めていただくこと、婚姻の事務手続きに関する情報を分かりやすく提供することを目的とし、「彦根市オリジナル婚姻届」を市と民間事業者が協働で作製し、納品するもの。

(1) 彦根市オリジナル婚姻届

戸籍法施行規則附録第12号に定められた様式の余白に、彦根市のキャラクター「ひこにゃん」および市をイメージした図柄をいれた、A3サイズのカラー印刷物とする。

(2) 記載例冊子（広告冊子掲載可）

婚姻届の記載例（見開き1ページ）および市政情報（1ページ以上）を掲載したA4サイズの中綴じカラー冊子とする。表紙、記載例および市政情報を掲載した以外のページに広告を入れることができる。なお広告ページには、広告と分かる記載をすること。

(3) 上記（1）（2）の電子ファイル

オリジナル婚姻届および記載例をウェブサイトからもダウンロードできるよう、A3サイズで印刷可能なPDFファイル等を市に納品すること。

3 業務期間と納品について

業務期間は、協定書締結日の翌日から令和7年6月30日までとする。

納品場所は、彦根市市民環境部ライフサービス課（滋賀県彦根市元町4番2号）とし、電子ファイルは市が指定した方法により納品すること。なお、初回の納品は令和6年6月15日頃とする。

なお、納品は1年度に2回とし、1回あたりの納品部数および時期についてはその都度市と協議すること。

	(1) 彦根市オリジナル婚姻届 (2) 記載例冊子	(1)(2)の電子ファイル
1年度あたりの納品部数	各2,000部 (1回目と2回目の納品部数の内訳はその年度毎に協議)	各1件

4 設置期間と設置場所

設置期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日まで。

彦根市市民環境部ライフサービス課、福祉センター及び支所・各出張所、その他彦根市オリジナル婚姻届の用途に適した場所に設置する。

また、彦根市ホームページに電子データを掲載する。

5 受託者の経費負担等

(1) 経費負担

次の経費は受託者が負担すること。

ア 冊子等の編集、作製、印刷製本、納品にかかる費用

イ 広告の募集及び審査に要する費用並びに広告及び行政情報等のデータの作成、加工及び掲載に要する費用

(2) 業務の履行

受託者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において、本業務を履行すること。

(3) 緊急時の対応

受託者は、緊急時に対応できる体制をあらかじめ構築すること。

6 広告及び行政情報の表示並びに受託者の責務

- (1) 広告の掲載範囲については、彦根市広告掲載要綱(平成 23 年 8 月 18 日告示第 151 号)に基づくこと。
- (2) 広告主の募集は、受託者が行うこと。
- (3) 受託者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。
- (4) 受託者は、掲載しようとするすべての広告内容について、事前に当該原案を市に提出し、承認を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とすること。
- (5) 受託者への行政情報の提供は、原則として市が行うが、その編集作業は、原則として受託者が行うこと。
- (6) 広告のデザインはユニバーサルデザインを考慮すること。
- (7) 受託者は、広告に関する来庁者等からの問合せに対応するための手立てを確立すること。
- (8) 受託者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。
- (9) 広告の内容が彦根市広告掲載要綱及び関係法令に違反している場合並びに彦根市役所に配置する広告としてふさわしくないと市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を本市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、受託者の責任と負担において対応すること。
- (10) 受託者は、落丁や乱丁等がある場合においては、その差し替え要望に対応すること。

7 協定書の締結

市と受託者は、彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務に関する協定を別途、締結すること。

8 その他

彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務の履行に関し、疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ対応を決定する。